

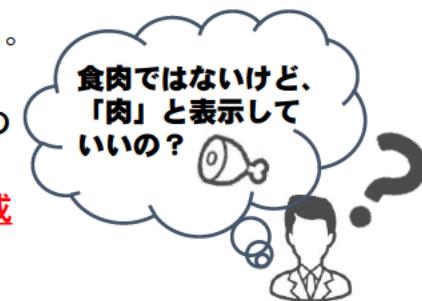
フードテックに関する規制改革（プラントベース食品等の表示規制の明確化）

食べ物が制約されている人や健康志向の強い人等のために、さまざまなプラントベース食品※が開発されている。

※プラントベース食品：主に植物由来の原材料で、肉などの畜産物や魚などの水産物に似せて作った商品

プラントベース食品の普及は、世界人口の増加に伴う食糧問題の解決や、CO₂排出量の抑制といった地球環境の維持・向上への効果も期待されている。

今後、世界的に需要が拡大すると見込まれているため、政府として初めて、表示に関するQ&Aやチラシを作成し、公表する。



1 景品表示法に関するQ & Aの概要

商品名に「肉」「魚」「乳」「ミルク」「バター」等の文言を使用 ⇒ 下表のような表示を併記した上で、一般消費者が、表示全体から、食肉・乳飲料・魚等（以下「食肉等」という。）ではないのに食肉等であるかのように誤認をしない表示がなされていれば、景品表示法上問題となることはない。

食品の種類	商品名・メニュー名	商品名とは別に併記する表示例
代替肉	大豆肉、ノットミート	「大豆を使用したものです」「原材料に大豆使用」「肉不使用」
	大豆からつくったハンバーグ	代替肉の使用割合が <u>100%でない</u> 場合、その使用割合
代替乳飲料	オーツミルク、ライス乳	「オーツ麦を使用したものです」「牛乳や乳飲料ではありません」
代替チーズ・代替バター	ネクストチーズ、ネオバター	「豆乳で作りました」「乳製品ではありません」
代替魚	植物ツナ、代替マグロ	「野菜で作りました」「原材料に野菜を使用」「魚不使用」
代替はちみつ	Bee Free はちみつ	「○○（原材料名）で作りました」「はちみつ類ではありません」
輸入品	○○Milk、○○butter	「牛乳や乳飲料ではありません」「乳製品ではありません」

2 食品表示法に関するQ & Aの概要

表示の種類	表示項目又は対象食品	表示ルール
一括表示	原材料名	原材料名は <u>「その最も一般的な名称をもって表示する」</u> こと（ <u>「代替肉」は不可</u> ）。例えば、大豆から作られている食品の場合には、 <u>「大豆」「大豆加工品」</u> 等と記載。
食物アレルギー表示	コンタミネーション (意図せぬ混入)	食肉等の混入の可能性を排除できない場合には、例えば一括表示枠外に <u>「本品製造工場では牛肉を含む製品を生産しています。」</u> 等の注意喚起表示をすることが望ましい。
	代替卵・昆虫食	特定原材料に該当しないため、食物アレルギー表示は <u>必要なし</u> 。なお、注意喚起表示を行うことは可能。